

弘前大学医学部附属病院における運営者変更に伴う
院内専用テレビカード払戻しのお知らせ

令和5年6月30日に取扱（サービス）を終了した、当社発行の前払式支払手段について、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき下記の方法で払戻しをいたしますので申出期間内に申出をお願い致します。

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社アルメックス

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

テレビカード（弘前大学医学部附属病院用）

○払戻しの申出期間

令和5年7月1日午前0時から令和5年9月30日午後5時まで

○申出方法：弘前大学医学部附属病院内に設置された精算機にて払戻し手続きを実施頂くことで申出とします。

○払戻しの方法：上記専用精算機にカードを挿入し払戻し手続きをして下さい。

※精算機による払戻し手続きが行えない方への対応について

退院および転居等により払戻し手続きが実施できない場合は、問合せ先住所にカードを郵送等にて送付頂き、社内に設置した精算機で残高の確認を行い、残高の確認が取れたカードについては保有者に対して振込による払戻しを行います。郵送等の際「氏名・住所・電話番号・入院期間・払戻し先銀行口座」の情報を同封してください。払戻しの申出期間必着となりますのでお早目のお手続きにご協力お願い申し上げます。

なお、カードの送付にかかる料金および払戻しの振込手数料は弊社負担です。

払戻し期間内に精算を行われない場合は、本件払戻し手続きより除斥されますのでご注意ください。

○払戻しに関する問い合わせ先

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮3-28-24 TEL：019-635-8070

株式会社アルメックス マーケティングセールス本部 盛岡支店 カード払戻し係

株式会社アルメックス

令和5年7月1日